

# 令和7年度商業動態統計（丁2調査）POSデータ等組替集計業務に係る入札可能性調査実施要領

令和7年1月6日  
経済産業省  
大臣官房調査統計グループ  
サービス動態統計室

経済産業省では、令和7年度商業動態統計（丁2調査）POSデータ等組替集計業務の受託者選定に当たって、一般競争入札（又は企画競争）に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添1登録様式にご記入の上、5. 提出先までご登録をお願いします。

## 1. 事業内容

### (1) 概要

別紙（仕様書）参照のこと。

### (2) 事業の具体的内容

別紙（仕様書）参照のこと。

### (3) 事業期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（予定）

### (4) 事業実施条件

- ・大手家電量販店で取り扱っているビジュアル家電、オーディオ家電、情報家電本体、情報家電周辺機器、通信家電、カメラ類、家事家電、調理家電、理美容家電、季節家電、住宅設備家電、その他「別表 商品分類表（内容例示）」に掲げる、約300万アイテムのGTIN（JAN）コード、商品名に対応した、商品マスター（GTIN（JAN）コード、商品型番、商品名称、分類名称、スペック情報等）を保有し、日々更新している実績を有すること。

- ・日本標準産業分類（平成25年10月改定）に掲げる「細分類5931－電気機械器具小売業（中古品を除く）」又は「細分類5932－電気事務機械器具小売業（中古品を除く）」に属する売場面積500㎡以上の事業所（家電専門店）を10店舗以上有する企業20社（令和6年9月末現在2,665店舗に相当）と仮想専用ネットワーク（VPN）回線等、セキュアな回線で接続し、店頭及びインターネット等の通信販売データ（POSデータ、eコマースデータ）を日々収集している実績を有すること。

## 2. 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、5. に対し連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和7年1月9日（木）10時00分までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有するのでその旨を連絡するとともに連絡先を登録してください。

令和7年1月10日（金）15時00分

## 3. 参加資格

- ・予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ・経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

## 4. 留意事項

- ・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。

・提供された情報、資料は返却いたしません。

・契約を行う場合の契約条項は、以下を参照してください。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/keiyaku\\_format.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/keiyaku_format.html)

・契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）、②その他原課において必要と判断する書類等、③各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見）、④情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別紙（仕様書）の別紙3）の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。なお、本事業は、令和7年度当初予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、落札予定者の決定となり、予算の成立等をもって落札者とするものとします。

・請負費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該請負事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下のURLの通りになります。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/shimeiteishi.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html)

・契約書の規定に基づき提出された報告書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲については経済産業省との調整を経て決定することとします。

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成すること。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとする。

・「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和5年4月3日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

5. 提出先・問合せ先

〒100-8902 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室

「商業動態統計（丁2調査）POSデータ等組替集計業務」担当宛て

TEL 03-3501-3892

E-mail [bzl-pos-kaden@meti.go.jp](mailto:bzl-pos-kaden@meti.go.jp)

※郵送または E-mail にてご提出願います。

6. 提出期限

令和7年1月29日（水）：10：00

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札（又は企画競争）を実施することがあります。

別表 商品分類表（内容例示）

商品分類等		内容例示
AV 家電	ビジュアル家電	テレビ、レコーダー・プレーヤー、記録メディア（ブルーレイ・DVD）、HDMI ケーブル、AV ケーブル、AV プラグアダプタ、AV セレクター、AV ラック・スタンド、プロジェクター、アンテナ関連機器（分波器・分配器・増幅器等）、テレビチューナー、BS・CS アンテナ、リモコン、ビデオテープ等
	オーディオ家電	ヘッドホン・イヤホン、ポータブルオーディオプレーヤー、スピーカー、ミニコンボ・セットコンボ、CD プレーヤー、単品オーディオ、アナログプレーヤー、IC レコーダー、ラジオ、ラジカセ、電子楽器、マイクロホン、FM トランスミッター、ディスクレンズクリーナー、オーディオ用メディア等
情報家電	情報家電本体	パソコン（デスクトップ型・ラップトップ型）、タブレット端末、テレビゲーム機本体、携帯ゲーム機本体、電子辞書、電子書籍端末、GPS ナビゲーション、電子レジスター、スマートウォッチ、スマートグラス、翻訳機等
	情報家電周辺機器	プリンタ、プリンタ用カートリッジ、プリンタ・コピー用紙、ラベルライター、モニター、マウス、キーボード、ゲームコントローラー、イメージスキャナー、HDD、メモリーカード、カードリーダー/ライター、USB メモリ、ディスクドライブ、CPU、マザーボード、グラフィックボード、パソコン用メモリ、ルーター、シュレッター、電卓、記録メディア（CD 等）、LAN ケーブル、USB ケーブル、USB ハブ、イーサネットハブ、ラミネーター、メディアストリーミング端末、ウェアラブル端末、パソコン用ソフト、ウェブカメラ・ネットワークカメラ・セキュリティカメラ、VR 機器等
通信家電		携帯電話・スマートフォン、モバイルルーター、SIM カード、スマートフォンアクセサリ（ケース・フィルム・カバー等）、携帯電話・スマートフォン充電器、モバイルバッテリー、スマートフォン用ケーブル・プラグ（microUSB ケーブル、USB TypeC ケーブル等）、固定電話機、FAX、FAX 用紙、トランシーバー、パーソナル無線等
カメラ類		デジタルカメラ（コンパクトカメラ、一眼カメラ）、デジタルビデオカメラ、アクションカメラ、交換レンズ、カメラアクセサリ（三脚・一脚、ストロボ、撮影用品、カメラバッグ等）、フィルム、双眼鏡、単眼鏡、望遠鏡、光学機器、ドライブレコーダー、カメラ用バッテリー、デジタルフォトフレーム、ドローン等
生活家電	家事家電	洗濯機・衣類乾燥機、掃除機、窓用クリーナー、掃除機用紙パック、アイロン・ズボンプレスサー、ふとん乾燥機、スチーム・高圧洗浄クリーナー、衣類用脱臭機・除菌機等
	調理家電	冷蔵庫、冷凍庫、保温庫・保冷庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、トースター、ガステーブル・コンロ、電気ポット、電気ケトル、ホットプレート、クッキングヒーター、浄水器、浄水器用カートリッジ、コーヒーマーカー、食器洗い機・乾燥機、ホームベーカリー、ジュースー、ミキサー、ハンドミキサー、ロースター、フライヤー、電気調理鍋、精米機、もちつき機、家庭用ゴミ処理機等
	理美容家電	シェーバー、シェーバー替刃、ドライヤー、ヘアアイロン、マッサージチェア、マッサージ器具、フェイスクア器具、光美容器、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電動歯ブラシ用替えブラシ、電子血圧計、電子体温計、体組成計、電気治療器、吸入器、電子歩数計、フィットネス器具等
	季節家電	エアコン、扇風機、サーキュレーター、冷風機・冷風扇、USB 扇風機、ハンディファン、空気清浄機、除湿機、加湿器、電気ストーブ、電気温風機、電気カーペット、電気毛布、電気こたつ、石油暖房器具、ガス暖房器具、換気扇等
その他	住宅設備家電	照明器具、温水洗浄便座、ヒートポンプ給湯器、シャワーヘッド、モニター付ドアホン、火災警報器、太陽光発電、センサーライト等
	その他	電池、管球、配線器具、腕時計、掛/置時計、電動アシスト自転車、玩具、電子応用玩具（テレビゲーム機本体、携帯ゲーム機本体は除く）、ゲームソフト、映像ソフト（ブルーレイ、DVD 等）、オーディオソフト（音楽CD、DVD 等）、食料品、お酒、その他上記商品分類に含まれない商品等

（注）下線部の品目については、2025年1月調査より商品分類表の内容例示に追加した品目となります。